

インフルエンザの登園停止日数の数え方

季節性のインフルエンザにかかった場合、他の園児などに感染させる可能性がある間は、登園停止とされています。

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。

学校保健安全法施行規則第19条

「発症した後5日」

「発症」とは、一般的には「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます。

かつ

「解熱した後3日」

解熱を確認した日が発症後2日目の場合、その日は日数には数えず、幼児は3日間を経過した後の、6日目から出席できます。

解熱とは⇒起床時から就寝まで、体温が平熱ということ

例	発症日	発症後5日間（登園停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 解熱した場合		解熱 	1日目 	2日目 	3日目 		登園OK 		
発症後 2日目に 解熱した場合			解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園OK 		
発症後 3日目に 解熱した場合				解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園OK 	
発症後 4日目に 解熱した場合					解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園OK

※ インフルエンザになった場合は、最短でも5日間はお休みとなります